

誓約書

吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金の実績報告に当たり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）の記載内容及び添付資料に偽りはなく、虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じます。
- 2 吉岡町から吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金の実施内容に関して、検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金の実施内容に関して、吉岡町が行政機関（税務当局、警察署等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 4 事業所の所在地は、吉岡町内にあり創業から1年以上経過しています。
- 5 支店又はフランチャイズ店（他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。）ではありません。
- 6 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する者又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う業種若しくはこれに類する業種ではありません。
- 8 事業内容は、法令及び公序良俗に反していません。
- 9 町税等（町税（吉岡町税条例（昭和30年吉岡村条例第28号）第3条に規定する町税をいう。）及び国民健康保険税（吉岡町国民健康保険条例（昭和35年吉岡村条例第63号）第11条に規定する国民健康保険税をいう。）をいう。第6条において同じ。）の滞納はなく、吉岡町が町税の納税状況について調査することに同意します。
- 10 吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金の対象経費について、重複して他の補助金等を受けることは今後を含めありません。
- 11 過去に吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金の同一の補助対象事業の補助を受けていません。
- 12 吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金により取得し、又は効用が増加した財産を、その財産を取得した日から耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の経過する日までの期間において注意をもって管理します。
- 13 前項に定める期間を経過する以前に、吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金により取得し、又は効用が増加した財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄しません。なお、行う場合はあらかじめ町長に届け出て承認を受けます。

年 月 日

吉岡町長 様

氏名又は法人代表者氏名 _____

※法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。